令和４年度　山梨県立あけぼの支援学校

進路だより　No.6

令和５年３月８日発行　あけぼの支援学校進路指導係

http://www.akebonoy.kai.ed.jp

文責：清水

暖かい日差しを感じるようになり、日に日に春らしい陽気となってきました。今年度も早いもので残りわずかとなりました。令和４年度最終号となる今回の進路だよりでは、先日行われたＰＴＡ研修会・進路対策委員会学習会の様子を中心にお伝えします。ぜひ、ご一読ください。

今年度も進路指導係の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。来年度もよろしくお願いいたします。

～ＰＴＡ研修会・進路対策委員会学習会～

去る２月２４日（金）にＰＴＡ研修会・進路対策委員会学習会が実施されました。今年度は新型コロナ感染症蔓延防止のため、オンライン配信にて行われました。講師には韮崎市役所福祉課の出口幸英様をお招きし、「在学中および卒業後の福祉サービス利用」をテーマにお話をしていただきました。講演では、在学中に児童福祉法の下で利用可能な福祉サービスから、卒業後の障害者総合支援法に切り替わってから利用可能な福祉サービスについてまで説明していただきました。資料を交えながら進められため、視聴者に対してとても分かりやすい説明でした。１８才以降の福祉サービスを利用の際に必要な「区分認定調査」についての話では、図を用いながら手続きの流れをご説明いただきました。また、福祉サービスの利用についての話では、いくつかの架空事例に触れながらの説明があり、非常にわかりやすいものでした。講演の終了後には、質問の時間を設けました。出口様のこれまでの中北圏域マネージャーとしての豊富なご経験があったこともあり、韮崎市に限らない幅広い質問に対してもご回答いただくことができ、大変有意義な講演会となりました。

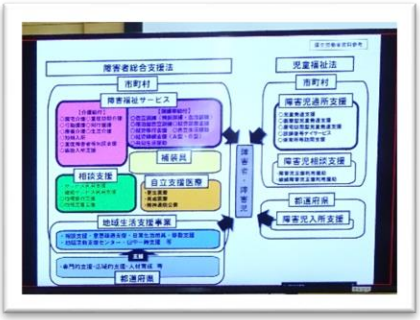

～知っておこう！進路ワード～　「療養介護と生活介護のしくみ」について

○療養介護…医療的ケアと介護の両方が必要な人のために医療機関が行うサービスです。病院などの医療機関に入院（入所）していて、その場でサービスを受けることになります。

※山梨県内では「山梨県立あけぼの医療福祉センター」と「国立病院機構甲府病院」のみとなります。

（対象者）病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方

(1)　ＡＬＳ患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分６

(2)　筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分５以上

○生活介護…自宅から通いながら、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。場合によっては、入所施設から通うケースもあります。

（対象者）

(1)　障害支援区分が区分３以上（併せて施設入所支援を利用する場合は区分４）の方

(2)　年齢が５０歳以上で障害支援区分２（併せて施設入所支援を利用する場合は区分３）以上である方

※生活介護事業所の一覧については、山梨県の HP にも掲載されています。